

**第二条** 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号口中「得た額」の下に、「(その得た額が三千円に満たない場合は、三千円)を加え、同項第三号イ中「自動車等」の下に、「(自転車を除く。)」を、「職員」の下に、「又は自転車を使用する職員」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上である職員 次に掲げる表の上欄に定める使用距離の区分に応じ下欄に定める算出距離に前号ロの規定により算出した定額を乗じて得た額(その得た額が二千円に満たない場合は、二千円)

使用距離	算出距離
五キロメートル以上十キロメートル未満	六キロメートル
十キロメートル以上十五キロメートル未満	十キロメートル
十五キロメートル以上二十キロメートル未満	十六キロメートル
二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	二十キロメートル
二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	二十六キロメートル
三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	三十キロメートル
三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	三十六キロメートル
四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	四十キロメートル
四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	四十六キロメートル
五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	五十キロメートル
五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	五十六キロメートル
六十キロメートル以上	六十キロメートル

第十五条第二項第三号八からワまでを削る。

第十五条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「考慮して人事委員会規則で定める職員」の下に、「及びこれに準ずると任命権者が認める職員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項の」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設

(一箇月若しくは複数の月又は年)ごとに当該施設の利用に係る料金の額(以下この項において「駐車料金」という。)が設定されている施設であつて通勤のため常例として利用するものに限る。)を利用する職員(四輪の自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて四輪の自動車を使用する区間の距離(施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの区間の距離)が片道二キロメートル未満であるものを除く。)で、当該駐車料金を支払つているものについては、前項第二号及び第四号に定める額のほか、一箇月当たりの駐車料金に相当する額(駐車料金が複数の月又は年単位で定められている場合は、当該駐車料金を対象となる月数で除して得た額とし、施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの施設に係る一箇月当たりの駐車料金に相当する額を合算した額とする。)の二分の一の額(その額が三千円を超えるときは、三千円)を通勤手当として支給する。

第三十二条第一項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を削る。

附則第七項を削る。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「四二六、〇〇〇円」を「四二五、〇〇〇円」に、「四七九、〇〇〇円」を「四七八、〇〇〇円」に、「五四五、〇〇〇円」を「五四四、〇〇〇円」に、「六二二、〇〇〇円」を「六二一、〇〇〇円」に、「七二八、〇〇〇円」を「七二六、〇〇〇円」に、「八五二、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項から第四項までの規定中、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項から第四項までの規定中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、

「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。  
 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。  
 (山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第五条** 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「給料月額に」を「給料月額(山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十五号)の施行の日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員)でその号給が一号給であるもの以外の職員にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。」「に、「職員」を「もの」に改める。

附則第十一条第一項に次の表を加える。

給料表		職務の級	号給
行政職給料表	一級	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	三級	一号給から八号給まで
	四級	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(一)	一級	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	三級	一号給から十六号給まで
	四級	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(三)	一級	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	二級	一号給から四十号給まで
	三級	三級	一号給から十六号給まで
	四級	四級	一号給から四号給まで

研究職給料表		職務の級	号給
一級	一級	一級	一号給から五十六号給まで
二級	二級	二級	一号給から三十二号給まで
三級	三級	三級	一号給から四号給まで

福祉職給料表		職務の級	号給
一級	一級	一級	一号給から五十二号給まで
二級	二級	二級	一号給から二十八号給まで
三級	三級	三級	一号給から四号給まで

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十一年山梨県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第五条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削る。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月一日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第六十六号**

山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百四十を」を「百分の百二十五を」に改め、同條第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百一十」に、「百分の六十五」を「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に改める。

第二十二條の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第二十二條の五第二項中「一万五千九百円」を「一万千七百円」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

## 別表第一（第五条関係）

## 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,700
	14	193,100	234,100	302,800	360,000	440,000
	15	195,000	236,500	305,300	362,600	442,400
	16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,800
	17	198,900	241,100	310,200	367,900	447,300
	18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,700
	19	202,500	247,300	315,800	372,500	452,100
	20	204,300	250,400	318,600	374,800	454,500
	21	206,100	253,500	321,200	377,000	457,000
	22	208,000	256,600	324,000	379,100	459,400
	23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,800
	24	211,800	262,800	329,600	383,300	464,200
	25	213,800	265,800	332,100	385,300	466,700
	26	215,900	268,800	334,600	387,200	469,100
	27	218,000	271,800	337,100	389,100	471,500
	28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,900
	29	222,100	277,800	342,000	393,000	476,300
	30	224,400	280,500	344,200	394,800	478,700
	31	226,700	283,200	346,400	396,600	481,000
	32	229,000	285,900	348,600	398,400	483,400
	33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,800
	34	233,300	291,400	353,200	402,000	488,100
	35	235,200	294,200	355,500	403,800	490,400
	36	237,100	297,000	357,800	405,600	492,700
	37	239,000	299,800	359,900	407,200	495,000
	38	241,100	302,100	362,000	408,900	497,000
	39	243,100	304,400	364,100	410,600	499,000
	40	245,100	306,700	366,100	412,300	501,000
	41	247,200	308,900	368,100	414,000	503,100
	42	249,100	310,100	370,000	415,700	505,000
	43	251,000	311,300	371,900	417,400	506,900
	44	252,900	312,500	373,800	419,100	508,800
	45	254,700	313,600	375,800	420,600	510,800
	46	256,600	314,800	377,600	422,200	512,700
	47	258,500	316,000	379,400	423,800	514,600
	48	260,400	317,200	381,200	425,400	516,500
	49	262,000	318,200	383,100	427,000	518,500
	50	263,300	319,300	384,900	428,300	520,300
	51	264,500	320,400	386,700	429,600	522,200
	52	265,800	321,500	388,500	430,900	524,100

	53	266,800	322,700	390,100	432,100	526,100
	54	267,900	323,800	391,700	433,200	527,800
	55	269,000	324,900	393,300	434,300	529,500
	56	270,100	326,000	394,900	435,400	531,200
	57	271,300	327,100	396,300	436,600	533,000
	58	272,500	328,200	397,800	437,700	534,300
	59	273,700	329,300	399,300	438,800	535,600
	60	274,900	330,300	400,800	439,800	536,900
	61	275,900	331,400	402,200	440,900	538,200
	62	277,000	332,500	403,700	442,000	539,200
	63	278,100	333,600	405,200	443,100	540,200
	64	279,200	334,700	406,700	444,200	541,200
	65	280,200	335,700	408,100	445,200	542,000
	66	281,300	336,800	409,300	446,200	542,900
	67	282,400	337,900	410,500	447,200	543,800
	68	283,500	339,000	411,700	448,200	544,700
	69	284,500	340,000	412,900	449,300	545,600
	70	285,600	341,100	413,900	450,300	546,500
	71	286,700	342,200	414,900	451,300	547,400
	72	287,800	343,300	415,900	452,300	548,300
	73	288,700	344,200	416,900	453,400	549,200
	74	289,800	345,200	417,800	454,400	550,100
	75	290,900	346,200	418,600	455,400	551,000
	76	292,000	347,200	419,500	456,400	551,900
再任 用職員及 び任期付 職員以外 の職員	77	292,900	348,300	420,200	457,400	552,800
	78	293,900	349,300	420,800	458,100	553,700
	79	294,900	350,300	421,400	458,800	554,600
	80	295,900	351,300	422,000	459,500	555,500
	81	297,000	352,300	422,600	460,300	556,400
	82	297,900	353,300	423,200	461,000	
	83	298,800	354,300	423,800	461,700	
	84	299,700	355,300	424,400	462,400	
	85	300,600	356,200	424,900	462,900	
	86	301,500	356,900	425,500	463,600	
87	302,400	357,600	426,100	464,300		
88	303,300	358,300	426,700	465,000		
89	304,100	359,100	427,200	465,500		
90	304,800	359,700	427,800	466,200		
91	305,500	360,300	428,400	466,900		
92	306,200	360,900	429,000	467,600		
93	306,900	361,500	429,400	468,100		
94	307,500	362,000	429,900	468,800		
95	308,100	362,500	430,400	469,500		
96	308,700	363,000	430,900	470,200		
97	309,400	363,600	431,500	470,700		
98	310,000	364,100	432,000	471,400		
99	310,600	364,600	432,500	472,100		
100	311,200	365,100	433,000	472,800		
101	311,800	365,600	433,600	473,300		
102	312,300	366,100	434,100			
103	312,800	366,600	434,600			
104	313,300	367,100	435,100			
105	313,800	367,700	435,700			
106	314,200	368,200	436,200			
107	314,600	368,700	436,700			
108	315,000	369,200	437,200			

109	315,400	369,800	437,800		
110	315,800	370,300	438,300		
111	316,200	370,800	438,800		
112	316,600	371,300	439,300		
113	316,900	371,900	439,900		
114	317,300	372,400	440,400		
115	317,700	372,900	440,900		
116	318,100	373,400	441,400		
117	318,400	373,900	442,000		
118	318,800	374,400			
119	319,200	374,900			
120	319,600	375,400			
121	319,900	375,900			
122	320,300	376,400			
123	320,700	376,900			
124	321,100	377,400			
125	321,300	377,900			
126	321,700	378,400			
127	322,100	378,900			
128	322,500	379,400			
129	322,700	379,900			
130	323,100	380,400			
131	323,500	380,900			
132	323,900	381,400			
133	324,100	381,900			
134	324,500	382,400			
135	324,900	382,900			
136	325,300	383,400			
137	325,500	383,900			
138	325,800	384,400			
139	326,100	384,900			
140	326,400	385,400			
141	326,800	385,900			
142	327,100				
143	327,400				
144	327,700				
145	328,100				
146	328,400				
147	328,700				
148	329,000				
149	329,400				
150	329,700				
151	330,000				
152	330,200				
153	330,600				
154	330,900				
155	331,200				
156	331,500				
157	331,900				
指定					726,000
再任用職員	238,400	286,700	299,000	321,600	408,000
任期付職員	204,600				

備考 この表は、大学に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第二（第五条関係）

## 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	406,200	
	39	219,900	281,000	407,800	
	40	221,700	283,600	409,400	
	41	223,600	286,100	411,100	
	42	225,400	288,700	412,700	
	43	227,200	291,200	414,300	
	44	229,000	293,700	415,900	
	45	230,900	296,000	417,600	
	46	232,600	298,700	419,200	
	47	234,300	301,400	420,800	
	48	236,000	304,100	422,400	
	49	237,600	306,600	424,100	
	50	239,300	309,100	425,700	

	51	241,000	311,600	427,300
	52	242,700	314,100	428,900
	53	244,100	316,500	430,600
	54	245,800	318,700	432,200
	55	247,400	320,900	433,800
	56	249,100	323,100	435,400
	57	250,600	325,400	437,100
	58	252,200	327,600	438,700
	59	253,800	329,800	440,200
	60	255,400	331,900	441,800
	61	257,000	334,100	443,500
	62	258,600	336,300	445,100
	63	260,200	338,500	446,700
	64	261,700	340,700	448,300
	65	263,200	342,900	450,000
	66	264,900	345,100	451,600
	67	266,500	347,300	453,200
	68	268,200	349,500	454,800
	69	269,700	351,500	456,400
	70	271,200	353,600	458,000
	71	272,700	355,700	459,600
	72	274,200	357,800	461,200
再任職員及び任期付職員以外の職員	73	275,500	359,800	462,700
	74	276,900	361,800	463,700
	75	278,300	363,800	464,700
	76	279,700	365,700	465,700
	77	281,100	367,700	466,500
	78	282,300	369,400	
	79	283,500	371,100	
	80	284,700	372,800	
	81	286,000	374,500	
	82	287,200	376,000	
	83	288,400	377,500	
	84	289,600	379,000	
	85	290,900	380,500	
	86	292,100	382,000	
	87	293,300	383,500	
	88	294,500	385,000	
	89	295,700	386,500	
	90	296,900	387,900	
91	298,100	389,300		
92	299,300	390,700		
93	300,300	392,200		
94	301,500	393,500		
95	302,700	394,800		
96	303,900	396,100		
97	304,900	397,500		
98	306,000	398,600		
99	307,100	399,700		
100	308,200	400,800		
101	309,100	401,900		
102	310,200	403,000		
103	311,300	404,100		
104	312,400	405,200		
105	313,300	406,100		
106	314,200	407,100		
107	315,100	408,100		
108	316,000	409,100		



109	317,000	410,000		
110	317,600	410,900		
111	318,200	411,800		
112	318,800	412,700		
113	319,500	413,400		
114	320,000	414,200		
115	320,500	415,000		
116	321,000	415,800		
117	321,600	416,600		
118	322,100	417,400		
119	322,600	418,100		
120	323,100	418,900		
121	323,700	419,700		
122	324,200	420,200		
123	324,700	420,700		
124	325,200	421,200		
125	325,800	421,600		
126	326,200	422,100		
127	326,600	422,600		
128	327,000	423,100		
129	327,300	423,500		
130	327,700	424,000		
131	328,100	424,500		
132	328,500	425,000		
133	328,700	425,400		
134	329,000	425,900		
135	329,300	426,400		
136	329,600	426,900		
137	330,000	427,300		
138	330,200			
139	330,500			
140	330,800			
141	331,100			
142	331,400			
143	331,700			
144	332,000			
145	332,300			
146	332,600			
147	332,900			
148	333,200			
149	333,400			
150	333,700			
151	334,000			
152	334,300			
153	334,500			
再任用職員	234,900	278,900	337,300	423,800
任期付職員	192,800			

- 備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	346,700	446,900
	25	195,900	214,000	348,900	448,200
	26	197,500	216,000	350,800	449,500
	27	199,100	218,000	352,700	450,800
	28	200,700	220,000	354,600	452,100
	29	202,400	221,900	356,500	453,400
	30	204,100	224,600	358,400	454,600
	31	205,800	227,300	360,200	455,800
	32	207,500	230,000	362,100	457,000
	33	209,000	232,800	363,900	458,200
	34	210,700	235,700	365,700	459,100
	35	212,400	238,600	367,500	460,000
	36	214,100	241,500	369,300	460,900
	37	215,700	244,300	371,200	461,800
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
	41	222,600	255,500	377,700	
	42	224,400	258,100	379,300	
	43	226,200	260,700	380,900	
	44	228,000	263,300	382,500	
	45	229,900	265,700	384,100	
	46	231,600	268,300	385,700	
	47	233,300	270,800	387,300	
	48	235,000	273,300	388,900	
	49	236,700	275,800	390,400	

再任  
用職  
員及  
び任  
期付  
職員  
以外  
の職  
員

50	238,400	278,400	391,900
51	240,100	281,000	393,400
52	241,800	283,600	394,900
53	243,100	286,100	396,500
54	244,800	288,700	397,900
55	246,400	291,200	399,200
56	248,100	293,700	400,600
57	249,600	296,000	402,100
58	251,100	298,700	403,500
59	252,600	301,400	404,900
60	254,100	304,100	406,300
61	255,700	306,600	407,600
62	257,200	309,100	409,000
63	258,700	311,600	410,400
64	260,100	314,100	411,800
65	261,400	316,500	413,000
66	263,000	318,700	414,200
67	264,600	320,900	415,400
68	266,100	323,100	416,600
69	267,800	325,400	417,700
70	269,300	327,600	418,900
71	270,800	329,800	420,100
72	272,300	331,900	421,300
73	273,600	334,100	422,300
74	274,900	336,300	423,100
75	276,200	338,500	423,900
76	277,500	340,700	424,700
77	278,900	342,700	425,600
78	280,100	344,600	426,400
79	281,300	346,500	427,200
80	282,500	348,400	428,000
81	283,800	350,200	428,800
82	285,000	352,000	429,500
83	286,200	353,800	430,200
84	287,400	355,600	430,900
85	288,500	357,300	431,600
86	289,500	359,000	432,300
87	290,500	360,700	433,000
88	291,500	362,400	433,700
89	292,600	364,100	434,400
90	293,500	365,400	435,100
91	294,400	366,800	435,800
92	295,300	368,200	436,500
93	296,000	369,700	437,000
94	296,800	371,000	
95	297,600	372,300	
96	298,400	373,600	
97	299,300	375,000	
98	300,100	376,100	
99	300,900	377,200	
100	301,700	378,300	
101	302,600	379,500	

102	303,100	380,600		
103	303,600	381,700		
104	304,100	382,800		
105	304,600	383,800		
106	305,000	384,800		
107	305,400	385,800		
108	305,800	386,800		
109	306,000	387,700		
110	306,400	388,700		
111	306,800	389,700		
112	307,200	390,700		
113	307,400	391,500		
114	307,700	392,400		
115	308,000	393,300		
116	308,300	394,200		
117	308,600	395,200		
118	308,900	396,000		
119	309,200	396,800		
120	309,500	397,600		
121	309,700	398,400		
122	310,000	399,200		
123	310,300	400,000		
124	310,600	400,800		
125	310,800	401,500		
126		402,200		
127		402,900		
128		403,600		
129		404,400		
130		405,100		
131		405,800		
132		406,500		
133		407,000		
134		407,600		
135		408,200		
136		408,800		
137		409,200		
138		409,800		
139		410,400		
140		411,000		
141		411,400		
142		412,000		
143		412,600		
144		413,200		
145		413,600		
146		414,200		
147		414,800		
148		415,400		
149		415,800		
再任用職員	226,000	275,500	330,400	413,400
任期付職員	192,800			

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第五条関係）

教育職給料表（四）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400	344,300	486,200
	2	173,700	207,900	268,500	347,600	488,400
	3	176,300	210,000	271,600	350,900	490,600
	4	179,000	212,100	274,700	354,200	492,800
	5	181,700	214,000	277,800	357,500	494,800
	6	184,500	216,100	280,700	360,000	496,800
	7	187,300	218,200	283,600	362,600	498,800
	8	190,200	220,300	286,400	365,200	500,800
	9	193,100	222,500	289,100	367,900	502,900
	10	196,100	224,900	292,000	370,200	504,900
	11	199,000	227,300	294,900	372,500	506,900
	12	201,900	229,700	297,800	374,800	508,900
	13	204,600	231,900	300,200	377,000	510,700
	14	206,300	234,200	302,800	379,500	512,600
	15	208,000	236,500	305,300	382,000	514,500
	16	209,700	238,800	307,800	384,500	516,400
	17	211,400	241,200	310,400	386,900	518,400
	18	213,200	244,300	313,600	389,300	520,200
	19	215,000	247,400	316,800	391,700	522,100
	20	216,800	250,500	320,000	394,100	524,000
	21	218,700	253,500	323,000	396,600	525,900
	22	220,700	256,600	326,100	399,200	527,600
	23	222,700	259,700	329,200	401,900	529,300
	24	224,700	262,800	332,300	404,600	531,000
	25	226,500	265,800	335,500	407,300	532,600
	26	228,500	268,800	338,500	409,800	534,000
	27	230,500	271,800	341,500	412,300	535,400
	28	232,500	274,800	344,500	414,800	536,800
	29	234,300	277,800	347,400	417,300	538,000
	30	236,300	280,300	350,000	419,800	539,000
	31	238,300	282,800	352,600	422,300	540,000
	32	240,300	285,300	355,200	424,800	541,000
	33	242,300	287,700	357,800	427,100	541,900
	34	244,400	290,300	360,000	429,600	542,800
	35	246,500	292,800	362,300	432,100	543,700
	36	248,600	295,300	364,600	434,600	544,600
	37	250,600	297,600	366,900	436,900	545,400
	38	252,600	300,100	369,200	439,200	546,300
	39	254,600	302,600	371,500	441,600	547,200
	40	256,600	305,100	373,800	444,000	548,100
	41	258,400	307,500	376,100	446,500	548,900
	42	259,800	309,900	378,200	448,900	549,800
	43	261,200	312,300	380,300	451,300	550,700
	44	262,600	314,700	382,400	453,700	551,600
	45	263,900	316,900	384,400	456,200	552,400
	46	265,200	319,400	386,400	458,600	553,300

再任職員及び任期付職員以外の職員

47	266,400	321,900	388,400	461,000	554,200
48	267,600	324,400	390,400	463,400	555,100
49	268,700	326,900	392,200	465,800	555,900
50	270,000	329,300	394,000	468,200	
51	271,300	331,600	395,800	470,600	
52	272,600	334,000	397,600	473,000	
53	273,800	336,300	399,100	475,300	
54	275,000	338,300	400,900	477,100	
55	276,200	340,300	402,700	478,800	
56	277,400	342,300	404,500	480,600	
57	278,500	344,300	406,100	482,300	
58	279,900	346,300	407,800	483,400	
59	281,300	348,300	409,500	484,500	
60	282,700	350,300	411,200	485,600	
61	283,900	352,200	412,700	486,800	
62	285,300	354,100	414,300	487,900	
63	286,700	356,000	415,900	489,000	
64	288,100	357,900	417,500	490,100	
65	289,300	359,900	419,200	491,300	
66	290,600	361,800	420,500	492,400	
67	291,900	363,700	421,800	493,500	
68	293,200	365,500	423,100	494,600	
69	294,600	367,200	424,200	495,800	
70	295,700	369,000	425,300	496,900	
71	296,800	370,800	426,400	498,000	
72	297,900	372,600	427,500	499,100	
73	299,100	374,400	428,400	500,200	
74	300,200	376,100	429,400	501,300	
75	301,300	377,800	430,400	502,400	
76	302,400	379,500	431,400	503,500	
77	303,300	381,200	432,500	504,400	
78	304,300	382,900	433,500	505,300	
79	305,300	384,600	434,500	506,200	
80	306,300	386,300	435,500	507,100	
81	307,100	387,900	436,300	508,000	
82	308,000	389,500	437,200	508,800	
83	308,900	391,100	438,100	509,600	
84	309,800	392,700	438,900	510,400	
85	310,800	394,100	439,900	511,100	
86	311,700	395,600	440,800	511,900	
87	312,600	397,100	441,700	512,700	
88	313,500	398,600	442,600	513,500	
89	314,400	400,100	443,600	514,200	
90	315,200	401,400	444,200	515,000	
91	316,000	402,700	444,800	515,800	
92	316,800	404,000	445,400	516,600	
93	317,500	405,100	445,900	517,300	
94	318,200	406,200	446,500	518,100	
95	318,900	407,300	447,100	518,800	

96	319,600	408,400	447,700	519,600	
97	320,300	409,300	448,100	520,300	
98	320,800	410,300	448,700		
99	321,300	411,300	449,300		
100	321,800	412,300	449,900		
101	322,300	413,400	450,300		
102	322,800	414,400	450,900		
103	323,300	415,400	451,500		
104	323,800	416,400	452,100		
105	324,300	417,200	452,500		
106	324,800	418,000	453,100		
107	325,300	418,900	453,700		
108	325,800	419,800	454,300		
109	326,200	420,800	454,700		
110	326,700	421,700	455,300		
111	327,200	422,600	455,900		
112	327,700	423,500	456,500		
113	328,100	424,500	456,900		
114	328,600	425,100			
115	329,100	425,700			
116	329,600	426,300			
117	330,000	426,800			
118	330,400	427,400			
119	330,900	428,000			
120	331,400	428,600			
121	331,700	429,000			
122	332,200	429,600			
123	332,700	430,200			
124	333,200	430,800			
125	333,500	431,200			
126	334,000				
127	334,500				
128	335,000				
129	335,300				
130	335,800				
131	336,300				
132	336,800				
133	337,100				
134	337,600				
135	338,100				
136	338,600				
137	338,900				
138	339,300				
139	339,700				
140	340,100				
141	340,600				
再任用職員	251,000	298,300	316,500	383,300	479,100
任期付職員	204,600				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中、「得た額」の下に、「(その得た額が三千円に満たない場合は、三千円)」を加え、同項第三号イ中、「自動車等」の下に、「(自転車を除く。)」を、「教育職員」の下に、「又は自転車を使用する教育職員」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上である教育職員 次に掲げる表の上欄に定める使用距離の区分に応じ下欄に定める算出距離に前号ロの規定により算出した定額を乗じて得た額(その得た額が二千円に満たない場合は、二千円)

使用距離	算出距離
五キロメートル以上十キロメートル未満	六キロメートル
十キロメートル以上十五キロメートル未満	十キロメートル
十五キロメートル以上二十キロメートル未満	十六キロメートル
二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	二十キロメートル
二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	二十六キロメートル
三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	三十キロメートル
三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	三十六キロメートル
四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	四十キロメートル
四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	四十六キロメートル
五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	五十キロメートル
五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	五十六キロメートル
六十キロメートル以上	六十キロメートル

第十四条第一項第三号八からワまでを削る。

第十四条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中、「教育職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員」を、「新たに給料表の適用を受ける教育職員」に改め、「考慮して人事委員会規則で定める教育職員」の下に、「及びこれに準ずると任命権者が認める教育職員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中、「前項第一号」を、「第二項第一号」に、「前項の」を、「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる教育職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設(一箇月若しくは複数の月又は年ごとに当該施設の利用に係る料金の額(以下この項において「駐車料金」という。))が設定されている施設であつて通勤のため常例として利用するものに限り、(を利用する教育職員(四輪の自動車を使用しなれば通勤することが著しく困難である教育職員以外の教育職員であつて四輪の自動車を使用する区間の距離(施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの区間の距離)が片道二キロメートル未満であるものを除く。))で、当該駐車料金を支払っているものについては、前項第二号及び第四号に定める額のほか、一箇月当たりの駐車料金に相当する額(駐車料金が複数の月又は年単位で定められている場合は、当該駐車料金を対象となる月数で除して得た額とし、施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの施設に係る一箇月当たりの駐車料金に相当する額を合算した額とする。)(の二分の一の額(その額が三千円を超えるときは、三千円)を通勤手当として支給する。

第二十二條第二項中、「百分の百四十」を、「百分の百二十五」に、「百分の百二十」を、「百分の百五」に、「百分の百二十五」を、「百分の百三十」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を、「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を、「百分の六十五」に、「百分の八十」を、「百分の八十五」に、「百分の百二十」を、「百分の百五」に、「百分の六十五」を、「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を、「百分の百三十」に、「百分の七十」を、「百分の七十五」に改める。

第二十二條の四第二項第一号中、「百分の九十五」を、「百分の九十」に改め、同項第二号中、「六月に支給する場合には」及び、「十二月に支給する場合には」において百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を削る。

附則第七項を削る。

(山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三百号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中、「給料月額」を、「給料月額(山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十六号)の施行の日において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七條第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員でその号給が一号給であるもの以外の教育職員にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこ



れを切り捨てた額とする。)に、に、「教育職員(」を「もの(」に改める。  
附則第十条第一項に次の表を加える。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表(一)	一級	一号給から四十八号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十二号給まで
教育職給料表(二)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十二号給まで
教育職給料表(三)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十二号給まで
教育職給料表(四)	一級	一号給から四十四号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十二号給まで

**附則**

(施行期日)

- この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県学校職員給与条例第二十二條の五第二項の改正規定は平成二十二年一月一日から、第二條の規定は同年四月一日から施行する。  
(人事委員会規則への委任)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第六十七号**

山梨県警察職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百四十を」を「百分の百二十五を」に改め、同條第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に改める。

第三十一條第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。  
別表を次のように改める。

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300

再任職及  
任用員及び  
任期付員  
以外の職員

46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900
47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600
48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300
49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700
51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500
55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		
85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200		
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900			
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500			
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100			
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700			
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300			
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900			
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500			
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100			
94	303,000	327,200	355,400	390,400				
95	304,300	328,600	356,900	391,000				
96	305,600	330,000	358,400	391,600				
97	306,700	331,400	359,800	392,100				

98	307,900	332,800	361,000	392,700					
99	309,100	334,200	362,200	393,300					
100	310,300	335,600	363,400	393,900					
101	311,500	337,100	364,700	394,400					
102	312,600	338,400	365,800	395,000					
103	313,700	339,700	367,000	395,600					
104	314,800	341,000	368,200	396,200					
105	315,800	342,200	369,500	396,700					
106	316,500	343,300	370,100	397,200					
107	317,200	344,400	370,700	397,700					
108	317,900	345,500	371,300	398,200					
109	318,600	346,700	372,000	398,600					
110	319,300	347,700	372,600	399,100					
111	320,000	348,700	373,200	399,600					
112	320,700	349,700	373,800	400,100					
113	321,500	350,800	374,300	400,500					
114	322,300	351,800	374,900	401,000					
115	323,100	352,800	375,500	401,500					
116	323,900	353,800	376,100	402,000					
117	324,500	354,900	376,600	402,400					
118	325,300	355,500	377,200	402,900					
119	326,100	356,100	377,800	403,400					
120	326,900	356,700	378,400	403,900					
121	327,600	357,200	378,800	404,300					
122	328,100	357,700	379,400	404,800					
123	328,600	358,200	380,000	405,300					
124	329,100	358,700	380,600	405,800					
125	329,400	359,200	381,100	406,200					
126		359,700	381,600						
127		360,200	382,100						
128		360,700	382,600						
129		361,200	382,900						
130			383,400						
131			383,900						
132			384,400						
133			384,700						
134			385,200						
135			385,700						
136			386,200						
137			386,500						
138			387,000						
139			387,500						
140			388,000						
141			388,300						
再任用職員	240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100
任期付職員	164,700								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号口中「得た額」の下に、「(その得た額が三千円に満たない場合は、三千円)」を加え、同項第三号イ中「自動車等」の下に、「(自転車を除く。)」を、「職員」の下に、「又は自転車を使用する職員」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上である職員 次に掲げる表の上欄に定める使用距離の区分に応じ下欄に定める算出距離に前号ロの規定により算出した定額を乗じて得た額(その得た額が二千円に満たない場合は、二千円)

使用距離	算出距離
五キロメートル以上十キロメートル未満	六キロメートル
十キロメートル以上十五キロメートル未満	十キロメートル
十五キロメートル以上二十キロメートル未満	十六キロメートル
二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	二十キロメートル
二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	二十六キロメートル
三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	三十キロメートル
三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	三十六キロメートル
四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	四十キロメートル
四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	四十六キロメートル
五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	五十キロメートル
五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	五十六キロメートル
六十キロメートル以上	六十キロメートル

第十六条第二項第三号八からワまでを削る。

第十六条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「考慮して人事委員会規則で定める職員」の下に、「及びこれに準ずると任命権者が認める職員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項の」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設

(一箇月若しくは複数の月又は年)ごとに当該施設の利用に係る料金の額(以下この項において「駐車料金」という。)が設定されている施設であつて通勤のため常例として利用するものに限る。)を利用する職員(四輪の自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて四輪の自動車を使用する区間の距離(施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの区間の距離)が片道二キロメートル未満であるものを除く。)で、当該駐車料金を支払つているものについては、前項第二号及び第四号に定める額のほか、一箇月当たりの駐車料金に相当する額(駐車料金が複数の月又は年単位で定められている場合は、当該駐車料金を対象となる月数で除して得た額とし、施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの施設に係る一箇月当たりの駐車料金に相当する額を合算した額とする。)(の二分の一の額(その額が三千円を超えるときは、三千円)を通勤手当として支給する。

第三十条第一項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中、「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を削る。

附則第九項を削る。

(山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「給料月額」を「給料月額(山梨県警察職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十七号)の施行の日において公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)(に、「職員」を「もの」に改める。

附則第十一条第一項に次の表を加える。

職務の級	号給
一級	一号給から五十二号給まで
二級	一号給から四十四号給まで
三級	一号給から三十二号給まで
四級	一号給から十六号給まで

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(人事委員会規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。